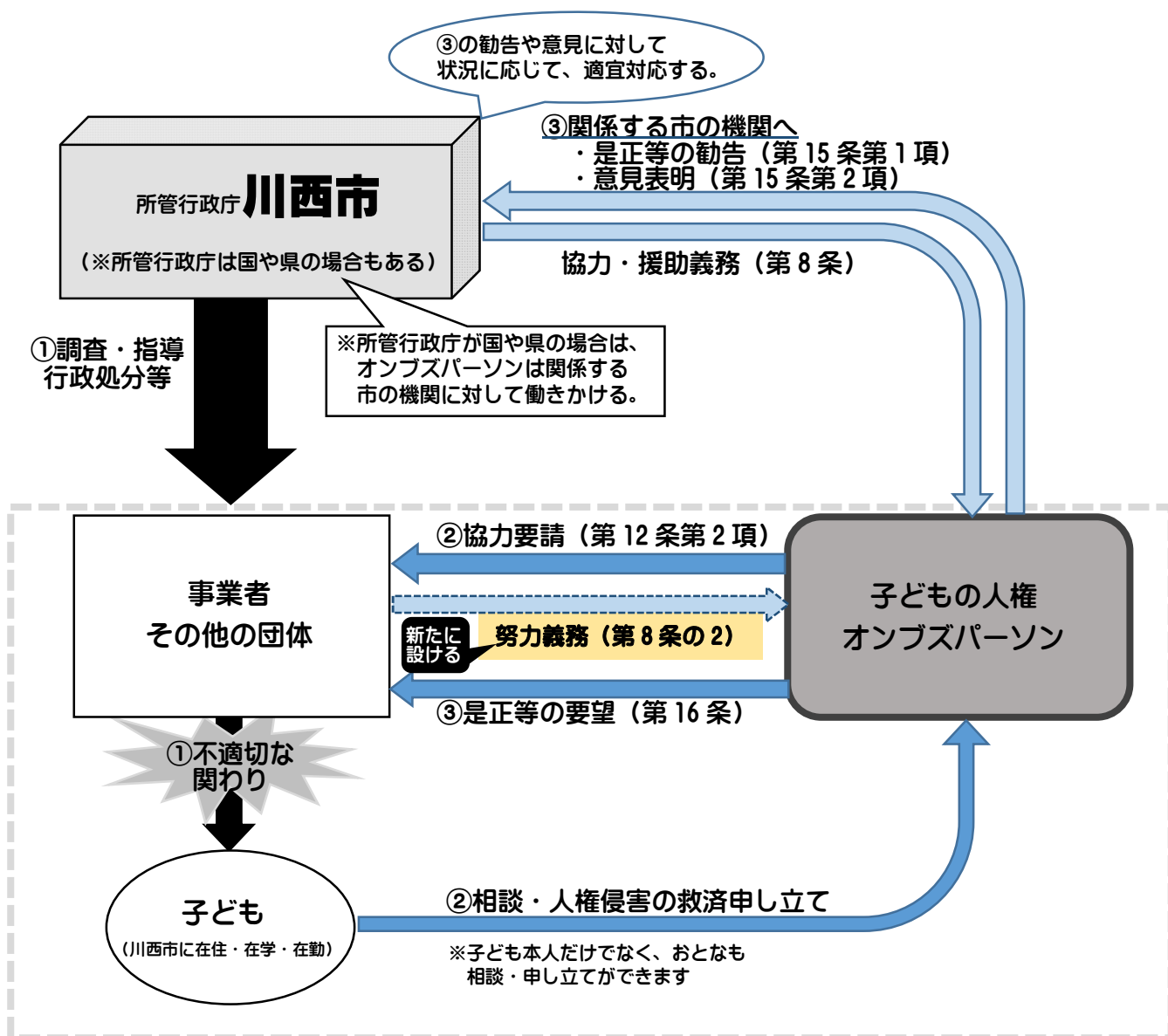


市議会意見と市の検討結果 意見番号 1 の補足資料について

川西市の役割とオンブズパーソンの役割

- ①事業者その他の団体が子どもに対して不適切な関わりをした場合に、事業者その他の団体に対しての指導は所管行政庁が行うことが第一義となります。
- ②子どもや保護者から相談・人権侵害の救済申し立てがオンブズパーソンにあった場合、オンブズパーソンが事業者その他の団体に対し、調査等の協力を求めること(オンブズパーソンの職務の遂行)が想定されますので、条例第8条の2で努力義務規定を設けるものです。
- ③オンブズパーソンが是正または改善の必要があると判断した場合、関係する市の機関に対して勧告や意見表明等を行うほか、事業者その他の団体に対しても、是正等の要望を行うことで、適切な措置を求めることになります。



※市が所管行政庁として指導等ができない事業者その他の団体の場合は点線内で対応します